

第 12 回まちづくり基本条例検討委員会開催結果（要旨）

日時：平成 16 年 9 月 16 日（木）

午後 7 時 00 分～午後 8 時 50 分

場所：農村環境改善センター

出席委員 9 人 傍聴者 0 名

（資料説明）事務局より説明

- 資料 1 前回会議の検討結果をまとめたもの
- 資料 2 資料 1 の内容を踏まえ素案を訂正したもの
- 資料 3 町へ提出する提言書の叩き台
- 資料 4 付帯意見や規則に盛り込むべきものについての意見
- 資料 5 条例の趣旨の周知・浸透策と提言書についての委員からの意見

（討 議）

（1）条例素案 について

- ・ 特に意見がないので、この内容で町のホームページに掲載することとする。

（2）条例の趣旨の周知・浸透策について

- ・ 事前に委員から提出していただいた意見では、「提言前に検討委員会でフォーラム等を実施」という意見が 1 件、「提言後に町が実施」が 3 件、「その他」が 2 件であった。
- ・ これまでの議論でも提言後に町が実施すべきという意見が多く、今回事前に委員から提出していただいた意見でも同意見が最多であることと、事務局の説明によると町が提言を受けた後、広報に掲載して再度町民意見を募集したり、政策決定システム検討委員会の中で浸透策を含めて議論することになるとのことから、提言後に実施ということとする。
- ・ また、付帯意見として、検討委員会での意見を踏まえて町で条例の趣旨の周知・浸透を図ってほしい旨の意見を付けることとする。

（3）提言書の内容について

「条例案の概要」について

- ・ 条例案の概要については、重要な言葉には太字を使う等、見やすくする工夫をしてはとの意見があったが、内容ではなく文書のつくりの問題なので、事務局に一任することとする。
- ・ 他には意見がないので、内容についてはこのとおりとする。

付帯意見(4)について

- ・ 付帯意見(4)に、提言後に条例案を著しく変更する場合は、その内容を示してほしいというものがあるが、議会で内容変更された場合は、話し合い等は手続き上難しいと思うので、付帯意見(4)のように、単に内容を示すだけということなのか、という意見であった。
- ・ この検討委員会は町へ提言書を提出して解散となるし、内容変更についての説明を求める場を設けることも難しいと思うので、内容変更した場合は、その理由等を広報で周知してもらうということから、このままの内容とする。実際には大きな内容変更するようなことはないと思う。

付帯意見の全体について

- ・ 例えば付帯意見(2)に「町民意見提出制度については、意見を出しやすい仕組みの検討を」とあるが、細かな内容を定める規則についても検討委員会で議論するのではなかったか。「検討を」だけでは検討の結果できなかったということになりかねない。このままでは内容として不十分。
- ・ 規則は細かい手続きについて定めるだけのもので、検討委員会で規則まで議論する必要はない。付帯意見(2)の「町民意見提出制度」についても、第12条で「制度を設けます」と書いてあるのだから、規則で定めないことはあり得ない。規則は町に任せるべき。
- ・ 規則についても議論すると思っていたので、この条文でもいいと思ってきた。ある程度具体的な内容の規則についても議論すべき。第4条に「重要な政策の決定に当たっては町民参加を」とあるが、我々で具体的に定めないと、これは重要でない町長が勝手に判断してしまう。規則というより条例の条文で示すべき。
- ・ シンプルで分かりやすい条文とし、具体的な内容は規則でということまで議論してきた。第15条の「審査会の設置」や、提言書の1ページ目に審査会による条例の継続的見直しと、この条例がまちづくりに活かされているかの検証をとり、この検討委員会の想いが活かされていないければ、審査会にチェックされるので心配ない。もし条例の条文に、重要な政策とは具体的に羅列して載せるとなると、シンプルな条文でなくなってしまう。
- ・ 私のような一般町民には、このようなシンプルな条文のほうが分かりやすい。
- ・ 規則については行政内部の問題。町民に理解してもらうためにも、条例はシンプルな条文構成とし、この条例の基本理念を町民に理解してもらうためのフォーラム等の開催が重要と思う。
- ・ フォーラムで町長が、まちづくりの基本理念について町民とすり合わせをすれば、最終的にはこの提言書の内容のような条例がつくられる流れとなり、その想いが議会にも伝わると思う。
- ・ 付帯意見(5)に、町民への周知・浸透策として、フォーラムや講演会等を実施してほしいと明確に載せてはどうか。

- ・ そのことを付け足すこととし、規則等の具体的な内容については町で制定していただくこととする。

今後の取り組みに対する意見について

- ・ 条例には具体的な内容が盛り込まれていないので、条例を運用させる際には、政策決定のシステム構築について十分議論し、まちづくりに対する熟度を高めてほしいという意見が委員からあったので、提言書の中に「今後の取り組みに対する意見」として付けることとする。

提出の際のかがみ文書について

- ・ **資料3**の15ページのとおりとする。

その他について

- ・ 次回が最後の会議となる。なるべく全員が出席していただき、町長にも出席していただき、提言書をその場で提出したい。日程は10月中旬の予定で、後日文書で案内する。会議終了後には懇親会を開催予定。

まちづくり基本条例検討委員会（第12回）開催結果

日 時：平成16年9月16日（木）19:00～

会 場：農村改善センター 2階 研修室

出席委員 ... 阿部委員、出田委員、川端委員、川上委員、北村委員、高野委員、田中委員、
八木委員、横山委員 以上9名

町出席者 ... 総務課 草野参事、上出補佐、斎木係長、我妻主査

傍聴者 ... なし

事務局より連絡事項

馬淵アドバイザーは体調を崩されたとのことで、本日は欠席との連絡をいただいている。

委員長あいさつ

皆さんお晩でございます。本日の会議では、前回会議での議論の内容を整理した「条例素案（2）」について皆さんに確認していただくのと、前々回、前回と議論してきて今回で3回目の議論となる「条例の趣旨の周知・浸透策」について議論していただき、結論を出していただきたいと思う。

その他として、前回の会議の中で事務局とアドバイザーと正副委員長とで内容を整理するとなっていた町へ提出する提言書の内容について、後ほど議論をお願いしたい。併せて付帯意見について、どのような内容のものにするかということについても議論をお願いしたい。

本日が12回目の会議ということで、今までご議論いただいてきて、条例案について概ね完成したと思うので、次回の会議で最終にしたいと考えている。本日も限られた会議時間であるが、皆さんの意見をお聞きしたいと考えているのでよろしくをお願いしたい。

（資料説明）

事務局より資料1～5について説明。資料1は、前回会議での検討結果をまとめたもの。資料2は、資料1の内容に素案を訂正したものを、条例素案（2）として整理したもの。資料3は、町へ提出する提言書のたたき台。資料4は前回の会議で議論できなかった、付帯意見や規則に盛り込むべきものについての意見。資料5、資料5-2は、条例の趣旨の周知・浸透策と提言書についての委員からの意見である。

（討議）

まちづくり基本条例素案(2)について～資料1

委員長：先ほどの事務局からの説明のとおり、前回会議での議論の内容を踏まえて、事務局とアドバイザーと正副委員長とで整理したもの。委員の皆さんには事前に送付し

ていたので、目を通していただいていると思う。

内容について大きく変わるような意見があれば、この場で議論が必要になると思うが、特に意見がなければ、この内容で「条例素案(2)」として町のホームページで公開したいと思うがいかがか。

(委員承認)

条例の趣旨の周知・浸透策について

委員長：この件については前々回、前回と議論をしてきたところである。今回は事前に各委員より意見を出していただいているので、その意見の内容等についてまず事務局より説明を。

事務局：前々回の会議の中で、条例の趣旨や協働のまちづくりの重要性などについて、町民に説明しておく必要があるのではないかとこの意見があり、前回まで議論していただいたところである。欠席されていた委員もいるが、議論の経過については随時送付している会議録でご存じのとおり、町民に説明するための講演会やフォーラムなどの開催について、検討委員会が主催して開催すべきものではないという意見と、検討委員会の主催で開催すべきという意見があり、欠席委員もいるので再度この件について議論する場を設けようということになり、本日も議論していただくこととなった。

今回の会議を開催するにあたり、誰がどのような形で開催するのがいいと思うかの意見を、各委員から事前に文書で提出してもらい、それを整理したものが資料5と資料5-2となっている。資料5の1ページ目の「条例案の周知、趣旨の浸透策について」では、「提言前に検討委員会でフォーラム等を実施」という意見が1件、「提言後に町が実施」という意見が資料5-2の意見を含めて3件、「その他」の意見が2件あった。では実施内容と目的についての意見も載せている。

委員長：事務局からの説明のとおり、町民への周知策としては、提言後に町が実施するべきという意見が、資料5-2の意見も含めて3件と最多となった。

前回までの会議では、委員さんの大半は提言後に町または実行委員会などがフォーラム等を実施すべきということ、町への提言時に付帯意見として出すべきという意見だったが、もう一度議論してみようということで、本日も議題としているところである。

この件に関しては、前回までの議論と、今回の会議で事前に委員さんから文書で意見を提出していただいたということで、意見は出し尽くしたのではないかと思うが、前回と前々回の会議で欠席されていた委員さんもいるので、本日も議論することとなったが、先ほども言ったとおり、本日事前に提出していただいた意見としては、提言後に町が実施すべきという意見が3件と最多ではある。このことについて皆さんの意見をお聞きしたい。

町民への浸透としては十分ではないかもしれないが、これまでこの検討委員会としては広報6月号で条例素案を掲載して町民意見を募集しており、また、検討委員

会の主催ではないが、馬淵アドバイザーを講師に、西部十勝4町の町民を対象としたフォーラムも実施してきたところであり、委員長と副委員長としては、提言後に町に実施してもらおうべきという意見である。他の方の意見は。

委員A：資料5の「提言前に検討委員会でフォーラム等を実施する」という意見が1件というの私の意見である。

前々回の会議からこの件について議論してきた中で、提言後に町が実施すべきという意見が大半で、今回事前に提出してもらった意見も同じ意見が最多であり、前回の会議でも提言後に町が実施すべきという結論になるところを、最後にもう一度議論しようということにはなったが、結論的には提言後に町が実施となっていたわけであり、本日事前に提出していただいている意見を見ても、提言前に検討委員会で実施という意見は私の1件で、提言後にという意見は「その他の意見」も合わせると4件なので、周知・浸透策についてどのように実施すべきかを皆で議論して決めるとのことからすると、提言後に町や実行委員会等で実施するというのを検討委員会の意見としていいのではないか。

今回、私がなぜ提言前に検討委員会で実施という意見を出したかということの説明させていただくと、条例素案の中で「協働のまちづくりとは何か」ということが定義されていて、町民・行政・議会がそれぞれ責務を果たすということが書かれてはいるが、町民・行政・議会の責務とは何なのかということ、条例案をつくってきた私たち委員が明確に共通認識を持つためにも思っていた。その際には私たち委員同士のパネルディスカッション等をできれば一番いいのかもしれないが、私も含めてまだまだそこまでのレベルには達していないと思うので、馬淵アドバイザーや他の方にも講師をお願いし、協働のまちづくりにおいて、町民・行政・議会が果たすべき役割などについて説明してもらおうという内容で考えていた。

フォーラムの目的としては、条例の趣旨の浸透のほか、今後のまちづくりには行政・議会だけでなく、住民の活動や行動が、清水町のより良いまちづくりのためにどのように関わっていくべきなのかということ、責務とともに深めていただき、我々も学べるような場とすることを考えていた。そうすることで、我々もこの条例に対する理解を深めていけるのではないかと考えていた。

ただ、これまでの議論の経過や事前に出された意見によると、提言後に町が実施という意見が多かったわけなので、それを検討委員会としての意見とすべきだと思う。

事務局：この件に関しては本日を含めて3回目の議論となるわけで、どのような形でいつ実施すればいいかという意見を色々出しているのだが、委員の皆さんとしては、まだ町民への浸透が十分ではないという想いがあるのだと思うし、事務局としても同じ考えである。浸透策として事前に文書で色々意見を出していただいたが、これらを単発でやればいいのかというわけではなく、それぞれの時期に色々な方法で浸透を図っていく必要があると思う。町としては検討委員会から提言いただいて議会に提案するまでに、町として手直し等があって、提言いただいた素案とは若干違うものになるかもしれないが、「条例案」として広報等で住民周知をし、町民が

らの意見を再度募集することになると思う。

実はこの検討委員会が設置される以前から、役場内部でもまちづくりに関する町民への情報公開や住民参加が十分でないという現状から、町の政策決定を明確にさせるための「政策決定システム検討委員会」という会があり、3回ほど会議を開催していたところだが、このまちづくり基本条例検討委員会が設置され、同じようなテーマについて議論されているということで、その会は休止していた。

この検討委員会から町へ条例案が提言された後には、政策決定システム検討委員会が再開され、その中でこの条例の町民への浸透策も含めて議論し、町民の意見を踏まえながら議会へ提案していくことになると思う。

また、条例が制定された後にも、長い時間をかけながら色々な場面で根気よく、本日の資料5で出していただいた意見を参考にしながら、浸透策を実施していく必要があると思う。

委員長：事務局からの説明のとおり、町は提言を受けて議会への提案までに、様々な方法で条例の周知・浸透を図っていくとのことであり、条例の周知・浸透については、提言後に町が実施するということでよろしいか。

（委員承認）

また、町から条例案の作成について諮問を受け、これまで検討してきたわけだが、最終的には付帯意見として、検討委員会の意見を踏まえて町で条例の周知・浸透を図ってほしい旨の意見を付すということによろしいか。

（委員承認）

提言書の内容について

委員長：提言書の内容について、事務局より説明願を。

事務局：まず資料4は、附帯意見として付けるべき意見として、前回会議のときに事前に提出していただき3件の意見があったもので、資料3の提言書案の14ページにも載せている。

資料3の提言書案は、「条例案の概要」、「条例の骨格と条文案」、「条例の解説」、「付帯意見」、「今後の取り組みに対する意見」という構成になっている。

資料5では提言書に加えてほしい内容等について、事前に意見をいただいたものを載せている。提言書の1ページ目の「条例案の概要」の最終行に、「町長が提言内容の趣旨を尊重して条例を策定することを期待します」と付け加えてはとの意見があったが、資料3の15ページ目のかがみ文書の一番最後に載せているので、提言書には載せない考えである。

その他に資料5の2ページ目に「条例案の概要」についての要望として、段落ごとに小見出しを付けたり、大切な言葉は太字を使う等、見やすい形にしてはどうかという意見を載せている。

委員長：事務局からの説明のとおり「条例案の概要」について、見やすくする工夫をして

はどうかという要望があったようだが、このことに関してご意見を出していただきたい。

副委員長：文書のつくりの好みの問題だと思うので、このような要望があったということで、事務局に任せていいのでは。内容的には変わるわけではないと思うので。

委員長：他に意見がなければ、この要望の取り扱いは事務局に任せるとして、条例案の概要はこの内容でよろしいか。

（委員承認）

次に、付帯意見について事前に提出されている意見について、事務局より説明を。

事務局：資料3の14ページの付帯意見(4)についての意見として事前に提出されたものを、資料5の2ページ目に載せている。付帯意見(4)は、提言後に条例案を著しく変更する場合は、その内容を示してほしいというもので、町が提言を受けて議会へ提案した後に議会で内容変更された場合は、話し合い等は手続き上難しいと思うので、付帯意見(4)のように、単に内容を示すだけということなのか、という意見である。

委員長：この点は非常に重要な部分だと思う。検討委員会から町へ提言後に内容変更されるのは2段階が考えられるわけで、一つは町が内容変更する場合と、もう一つは町から議会へ提案後に、議会で内容変更という場合である。ただ、この検討委員会は条例案を町へ提言した時点で解散となるわけで、内容変更したということを示せということなのかという問題がある。

事務局：この検討委員会で長い時間をかけて検討してきた内容を、町が提言を受けた後に大きく内容変更するようなことはないと思う。町は提言を受けた後、町政策決定システム検討委員会の中でこの条例についての議論することと思うが、その際には各条の中身についてというより、例えば町民意見提出制度を、具体的にどのように行うかというような、この条例の理念を実行に移すための議論が中心になると思う。

委員A：付帯意見(4)で言っているのは、町が提言を受けて、町長が議案として議会へ提案する前に著しく内容変更する場合には、その内容を示すようにということだと思う。資料5の2ページの意見のように、議案として提出後に、議会で内容変更された場合に、その内容を示してもらおうというのは、手続き上難しいと思う。

議事に提案する前に町で内容変更をしたとしても、その変更内容について検討委員会に説明してもらおうというのも、委員長が言われたとおり難しいし、そうすべきではないと思う。そうではなくて、町として条例案の内容変更をしたときには、検討委員会からの条例案を、このような理由で内容変更しましたということを広報誌等で掲載して周知することくらいしかできないと思う。検討委員会が解散後に、このようにまた集まって話し合いとはならないと思う。

検討委員会としては、今まで議論してきてまとめた条例案を町へ提言し、それを受けて町長は色々な意見を聞いて条例案としたものを議会へ提案し、内容変更していた場合はこのような理由で内容変更したということを示し、最終的には議会がそれを判断するというにしかならないと思うので、付帯意見(4)はあえ

て削除する必要はないと思うし、今言ったような内容を認識していればいいと思う。
委員長：私も同感である。他に意見があればお聞きしたい。

委員B：つまり、町が内容変更をして議会提案するとしても、我々は意見を言うことはできないということになるのか。

委員A：町長が我々の意見を聞く場を設ければ別だが、そこまで我々は求めるべきではないのではないか。

委員長：逆に町長が提言を受けた際に、検討委員会解散前に、この部分はもう少し検討してくれというような要請があれば別だが、基本的には町へ提言した時点で、この検討委員会は解散ということになると思う。

事務局：事務的な部分の話になるが、今まで10回以上にわたって開催してきた検討委員会の会議録は、そのつど町長まで決裁を仰いでいる中で、素案を広報6月号に掲載する際に、町長から細かな字句の修正を受けたことはあったが、内容変更となるような修正は今まで一度もないので、住民投票や町民意見提出制度という内容を盛り込んだこの条例案に理解を示しているのだと思う。

町へ提言して検討委員会は解散となるが、万が一、町が条例案の内容を大きく変更するようなことがあったときには、我々事務局も検討委員会で一緒に議論してきた者として、大きな内容変更とならないよう、身を挺して頑張りたい。

委員長：このように付帯意見を(1)~(6)まで付けて、我々14名の委員が検討してきた条例案をいうものを理解していただき、それが町民に浸透し、より良いまちづくりを実践していただくというのが一番大事なことである。

この(1)~(6)の内容で付帯意見とするということによろしいか。

委員C：話を元に戻すようで申し訳ないが、腑に落ちない部分がある。例えば付帯意見の(2)に、「町民意見提出制度については、町民が意見を出しやすい仕組みとなるよう十分検討していただきたい」ということが書かれているが、細かい内容については、今後議論する規則についても、検討委員会で議論するのではなかったのか。細かい内容については、今後議論する規則の中で定めるので、条例には具体的な細かな内容の条文は載せないということで今まで議論してきたはず。

検討委員会の中で規則について議論せずに、この付帯意見の(2)だけであれば、町としてみれば努力義務にすぎないわけで、今までの町の姿勢を見ていると、努力義務というものは正直言ってあってないようなものである。努力義務だと、町長が努力したけどできなかったで済んでしまう。そのようにさせないために、どうすればタガをはめることができるかということ、我々が議論していかないと、実効性のある条例とはならないと思う。

副委員長：我々が検討するのは条例案についてである。具体的な細かな内容については規則で定めることになるが、例えば委員Cさんが今言われた「町民意見提出制度」については、第12条に「町民が意見を提出できる制度を設けます」と書かれているのだから、努力目標ではなく制度を設けなければならないことになっている。規則というものは細かい手続きについて定めるだけのものであり、検討委員会として規則

まで検討する必要はないと思う。規則というものは条例があつての規則なのだから、条例の中で規則で定めますと言っておきながら、規則を定めないということはあり得ない。規則の内容については、町につくってもらふべきものだと思う。

委員C：条例としては十分な内容の条例だと私は思っていない。具体的な内容を示す規則についても、この検討委員会で作るのだと私は思っていたので、このままこの検討委員会として町へ提言するのは、私としては納得できない。

委員長：確かに今までの会議の中では、細かな具体的な内容については規則で定めるといふことで議論してきたが、この検討委員会で検討するということではない。私の考えとしては、条例案の大枠は検討委員会で検討し、規則等の細かな内容については町でつくってもらふようにと付帯意見を付けてという考えである。

委員C：私はそのようには理解していなかった。規則についてもこの検討委員会で検討していくものだと思っていた。

例えば第4条「町民参加の保障」についての条文に、「重要な政策の決定に当たっては町民参加を」とあるが、これは重要ではないと町長が勝手に判断して、町民参加をさせずに進めることもできてしまうので、具体的にこのようなことを決めるときには町民参加をさせなければならないというようにしなければ、今までの行政と変わらないと思うので、ある程度の具体的な内容の規則についても、この検討委員会の中で議論したいと思う。

委員長：誰しものがこの条例だけでは十分な内容だとは思っていないが、具体的な内容を定める規則については、町の専門的な立場の方につくっていただければと思う。この検討委員会としてそこまでする必要はないのではないか。

副委員長：委員Cさんが言いたいのは、具体的内容の規則をというよりも、条例の条文自体に具体的な内容を盛り込みたいということだと思う。

委員C：はい。

副委員長：ただ、この検討委員会で今まで議論してきた中では、シンプルでわかりやすい条文とし、具体的な部分は規則等ということになっていたと思う。

この条例案で重要なポイントとなるのは、第15条の「審査会の設置」というところと、[資料3](#)の1ページ目の下から6行目から書かれている、「審査会を設けて、条例の見直しを継続的に行う」ということと、「まちづくり基本条例の規定が、まちづくりに活かされているかの検証も行う」という部分であり、当然このような考えや、この検討委員会の想いが活かされていないようなまちづくりが行われていたとすれば、審査会においてチェックをされることになると思うので、委員Cさんが言われるような心配は必要ないと思う。

委員C：そうであれば、町で規則をつくったものを見てから検討委員会を解散とすべきではないか。

副委員長：ただ、先ほど委員Cさんが言われていた、例えば重要な政策とは具体的にどのようなものかということ、規則の中に具体的に羅列して載せるのかということにもなってしまう。

委員C：最低限、これは載せるべきものというのがあると思う。

委員長：第14条で、「他の条例や規則などの制定に際しては、この条例の理念と目的を最大限尊重しなければならない」というように、この条例はまちづくりの基本となるものであると位置づけており、規則を定める際にもこの条例の理念等が尊重されることになっているし、第16条では条例の内容が協働のまちづくりにふさわしいかを3年以内に見直すこととなっているのだから、問題はないと思うのだが。

委員C：このような条例をつくることになった背景には、今までのまちづくりの方法が十分でなかったという考えからだとは私思っている。今までのまちづくりの反省すべき点を踏まえながら、検討委員会で1年間の議論をしてきたのだと思う。

今まで積極的な情報公開をしてこなかったことや、政策決定過程が見えていなかった部分を、これからはそのようなことがないようにということで、条文の中に具体的に盛り込むべきではないのか。ただ、条文はシンプルなものにし、具体的な内容は規則で盛り込むこととして、これから規則についても検討していくのであればということで、この条文でもかまわないと思ってきたのだが、これで検討委員会の作業は終わりというのであれば、私は納得できない。

委員B：委員Cさんの言われるのは分かるが、私のような一般町民からすると、このようなシンプルな条文が分かりやすい。規則になるような内容まで条文に盛り込んでしまうと、はっきり言って分かりづらくなると思う。

先ほど委員長が言われたように、検討委員会では大枠となる条例案を町へ提言し、具体的な規則等の策定については、この条例の理念に基づいたものを町でつくるということでいいのでは。

委員D：私の考えも委員Bさんと同じで、委員Cさんの言われるのも分かるが、条文の中で重要な事項等について具体的に載せるのは無理だと思う。何が重要で何が重要でないかを、議会や町長が判断する際に決め手となるのは、町民の意識であると思う。その町民意識を高めるために、この基本条例をつくるのだとは私思っているので、条文はシンプルなものでいいと思う。

また、付帯意見で町長に対して注文をあまりつけるべきではないと思う。条例案を提言したのだから、この案を元に町長が町民意見を聞いて、多くの町民が参加できるまちづくりを進めてほしいという内容でいいのではないかと。付帯意見の(2)とはいらないし、(4)~(6)は一つにまとめていいのでは。要は、町民参加のもとでこのような条例をつくってくれという内容の付帯意見とした方がいいと思う。

委員E：最終的に、この条例を生かすも殺すも、条例制定の最高責任者である町長にかかっていると思う。この条例は、まちづくりの基本ルールを明確化したものだと思うので、町長の政策理念がしっかりしたものであれば、情報共有や住民参加について盛り込まれているこの条例を理解してくれるものだと思う。また、この条例は町民にもよく理解してもらう必要があるものなので、条例はシンプルな条文構成として、規則等については行政の内部的な問題とすべきではないか。

ただ、この条例の基本理念を正しく町民に理解してもらうために、町民を対象と

したフォーラム等の開催が必要だとは思う。開催方法や誰が主催でということは別として、そのフォーラムの中で町長が、まちづくりの基本理念について町民とすり合わせをしていけば、最終的にはこの提言書の内容のような条例がつけられる流れとなり、その思いが議会にも伝わると思う。

私としては、フォーラムというものが非常に重要なものであり、その中で条例制定の最高責任者である町長が、まちづくりやこの条例の基本理念をどれだけ正しく述べてくれるかが大事であると思う。

委員 F：先ほど委員 D さんが言われたように、この条例の制定により町民の意識が高まるということが重要であり、そのためには普段は条例などを目にしない町民にも馴染みやすい条例にということで、シンプルな条文にすべき。規則等については行政の内部的な部分もあるので、町の各担当にお任せすべきだと思う。

ただ、付帯意見については委員 D さんの先ほどの意見とは違い、この検討委員会で 12 回の会議を開いて議論してきた思いを、資料 3の 14 ページの(1)～(6)のように示し、理解してもらいたいという気持ちもあるので、付帯意見は(1)～(6)まで出すべきだと思う。

委員長：色々な意見が出たが、ここで 10 分間休憩とする。

～ 10 分 休 憩 ～

委員長：再開します。皆さんから意見をいただいたが、委員 G さんの意見は。

委員 G：条文の中には「重要な政策」、「重要な計画」というように、「重要な」という言葉が多く書かれているが、何が重要で何が重要でないかということは、各々解釈の仕方が違うと思うので、その部分をどう整理するかというのは難しい部分だとは思いますが、その時によって重要な事項というものは変わってくるとも思うので、条例としての基本的な形はこれでいいと思う。

全ての物事について情報公開を実施していくとなると、行政の業務量が膨大なものになってしまうと思うが、できるだけ情報公開を推進し、重要かどうかということ町民が判断できるような仕組みをつくってほしいと思う。

委員 A：条例案については皆で今まで議論してつくってきたもので、皆の意見が反映されたものになっていると思うので、私もこの形でいいと思う。

この条例は、町長をはじめとする行政や議会、町民に左右される部分が多いと思うし、この条例の制定を機に、町長・議会・町民ともに今までのまちづくりについての考え方を変えていかなければならない部分もあると思うので、そのことを理解するためにも浸透策としてフォーラムや勉強会等を開催し、この条例の基本理念等を理解してもらうことで、この条例を単に隠れミノ的に利用することにもならなくなるのだし、そのような活動が重要だと思う。

例えば第 8 条に情報提供と共有について書かれているが、町民や議員の方々のまちづくりに対する意識が高まり、第 8 条に書かれている情報提供が不足しているぞ

と町民が行政に対して意見するぐらいになれば行政側も変わってくるだろうし、そういったことを期待するためにも、浸透策を十分に実施してもらうということを前提として、この条例案で私はいいと思う。

具体的な内容については規則で定めるということで条例案をつくってきたので、これから町が規則をつくる際には、町民意見提出制度ではないが、規則の制定についての意見を言えるような場を設定してほしいということも、付帯意見に付け加えるのはどうか。

委員長：いまの委員Aさんの意見を言っているのが、付帯意見(2)の「規則を定める際には、町民が意見を提出しやすいような仕組みとなるよう」という部分になると思う。

委員D：町民への浸透策としてのフォーラム等は、提言後に開催ということで本日確認したところだが、付帯意見の(5)の中に、町民への周知と、町民意見を広く聞くために、フォーラムや講演会等を実施していただきたいということを、明確に載せてはどうか。

事務局：そのことを付け足すようにする。

委員長：これまで皆さんからの意見を出していただき、委員Cさんの意見もわかるのだが、シンプルで分かりやすい17条からなる条例案をつくってきたわけで、規則等の具体的な内容については町で制定していただくこととしたい。

先ほど委員Gさんが言われたように、重要事項の各々の受け止め方は違うかもしれないが、役場内部には政策決定システム検討委員会というものもあり、その会議の中で条例の趣旨に基づき、具体的な内容についての規則を検討してもらうことも一つの方法だと思う。その際には町民への情報公開も十分に行ってもらうことも重要であり、1～2年でまちづくりが変わっていくものでもないと思うので、何年もかけてより良いまちづくりへと変わって行ってほしいと思う。

この検討委員会として、そのための基本となる条例案をつくってきたわけで、条例案を提言した後の取り組みについては、先ほど委員Dさんが言われた、町民への周知と、町民意見を広く聞くために、フォーラムや講演会等の実施をということ(5)に付け加えたものを付帯意見とするということで整理することとしたい。

(委員承認)

委員長：それでは次に、資料3の14ページの「5.今後の取り組みに対する意見」について事務局より説明を。

事務局：先ほどからの委員さんからの意見にあるとおり、条例には具体的な内容が盛り込まれていないので、条例を運用していく際には、政策決定の際のシステムの構築が必要であるといった内容を意見として載せてある。

ただ、急いでそのようなシステムを構築しようとすると、不十分なものになってしまうことも考えられるので、十分な議論をし、まちづくりに対する熟度を高めてほしいということも付け加えた。以上のことは以前に委員さんから出していた意見である。

委員長：この部分について、特に意見がなければこのとおりでよろしいか。
(委員承認)

次に、資料3の15ページの提言書を提出する際のかがみ文書について、特に意見がなければこのとおりでよろしいか。
(委員承認)

(その他)

次回会議の日時等について

委員長：次回については、本日の会議結果で整理したことを確認し、町長にも出席していただき、提言書を提出したいと考えている。なお、体調を崩されて本日欠席している馬淵アドバイザーについても、体調が回復しているようであれば出席していただきたいと考えており、日程的には10月中旬頃になるかと思う。

また、会議終了後には懇親会を予定しており、なるべく全員が出席できるような日時でと考えているので、町長と委員の皆さん、馬淵アドバイザー、事務局の日程を調整し、文書で後日案内することとする。

その他

委員長：その他として何かあれば。

委員D：この検討委員会の委員の公募に応募し、はじめてこのような行政に関わる委員会の委員というものをさせていただき、いい勉強をさせていただいたと思っている。

その後、他の分野の委員会の公募もあったので、そちらも応募して委員をさせていただいているのだが、そちらの委員会と比べてこのまちづくり基本条例検討委員会は、委員の皆さんが非常に熱心で意欲的な委員会だと感じている。他の委員会もこのような熱心な委員会なのだと思っていたが、もう一方の委員会に参加してみて、そうではないということを痛感した。

この会議には毎回、傍聴者や新聞記者の方が来ていたり、会議録もしっかり作られており、非常に熱心な委員会だと思っている。条例をつくって町民参加を推進するというのも大事なことだが、他の委員会にも同じ人ばかりが重複して委員となるのではなく、多くの町民が参加して、多くの方が携わり実践的に変わっていく必要があると思う。まだ次回があるが、委員をさせていただきお世話になりました。

委員長：その他に特になければ、本日の会議はこれで終了したい。1年間にわたり皆さんの英知をいただきながら、何とか条例案としてまとめることができた。次回の町長への提言書報告が残っており、その後町から議会へ提案されることになり、最終的な形は見えてはいないが、条例として制定された際には、我々も一町民として、関心を持ってまちづくりに関わっていければと思っている。長い将来にわたってより良いまちづくりがされることを祈念して、本日の会議を終了したい。ありがとうございました。